

秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年4月8日

秋田県立博物館長 藤原 淳

1 入札に付する事項

- (1) 委託名
秋田県立博物館収蔵庫燻蒸消毒業務委託
- (2) 委託場所
秋田県立博物館
- (3) 委託期間
契約締結日から令和8年12月25日（金）まで
- (4) 委託概要
秋田県立博物館内収蔵庫の燻蒸消毒業務

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律154条）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続きの開始の申し立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 過去2年間に国又は、地方公共団体が実施した本業務と同種又は類似の業務の契約を締結し、かつこれらすべてを誠実に履行した実績を有すること。
- (6) 文化財虫菌害防除作業主任者、特定化学物質等作業主任者の資格を有している者を配置できること。また、使用する薬剤がアルプのため、これに加えて危険物取扱者乙種4類の資格を有している者を配置できること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書類を次に定めるところにより提出しなければならない。
 - ① 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 会社概要及び過去2年間の同種又は類似業務の実績確認書（様式第2

号) とその記載事項を裏付ける添付書類 (契約書等)

ウ 会社・法人の登記事項証明書又は登記簿謄本の写し (発行から 3 ヶ月以内のこと)

エ 入札参加資格で定められた配置予定技術者の資格証の写し、雇用保険被保険者資格取得確認通知書 (事業主通知用) の写し

② 提出期間

令和 8 年 4 月 9 日 (木) から令和 8 年 4 月 24 日 (金) まで。ただし、教育機関の管理及び運営に関する規則第 39 条に規定する休館日を除く。

③ 提出時間

午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

④ 提出場所

秋田県立博物館

⑤ 提出部数

各 1 部

⑥ 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」に掲載し配布する。

(2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者 (以下「落札候補者」という。) について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書の提出後落札者が決定するまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届 (様式第 3 号) を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 契約条項を示す場所及び日時

契約書案、仕様書及びその他の入札に関する書類は、令和 8 年 4 月 9 日 (木) から 4 月 30 日 (木) までの期間において、秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」にて掲載する。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、令和 8 年 4 月 16 日 (木) までに秋田県立博物館長に書面により行わなければならない。

(2) 上記質問に関する回答は、令和 8 年 4 月 17 日 (金) までに秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 入札執行の日時及び場所

令和 8 年 4 月 30 日 (木) 午後 1 時 30 分

秋田県秋田市金足鳩崎字後山 5 2 秋田県立博物館 大会議室

7 入札保証金

入札参加者は、見積もった入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を、開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則第160条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、入札保証金の納付は、入札開始の前までに、秋田県立博物館が発行する納入通知書により行う。

また、入札保証金の還付は、落札者に対しては当該契約の締結後に、その他の者は入札終了以降に行う。

8 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札の執行

- (1) 3により入札参加資格確認申請書を提出した者は、開札予定日時に入札会場に入札書等を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。また、入札の際は入札書（様式第4号）を、再入札の際は再入札書（様式第5号）を使用するものとする。

また、代理人が入札を行う場合には、委任状（様式第6号）を提出すること。

なお、郵便による入札書の提出は認めないこととする。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に、再入札にあっては再入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回までとする。
- (4) 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

- (2) (1) の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって、次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
- ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 - ② 落札候補者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるとき。
- (3) (2) により落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上で有る場合は（1）後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2) の確認を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで(2) 及び(3) を順次繰り返すものとする。
- (5) 落札候補者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。（適用除外事業所を除く。）
- (6) 契約担当者は、(2) により入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対して、「資格なし」と決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を通知するものとする。
- (7) (6) の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を含む）を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により「資格なし」と決定された理由についての説明を請求することができる。
- なお、(6) の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあつては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含む。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く。）又はその金額に不足がある者のした入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (5) 同一の入札について2人以上の入札の代理人となった者の入札
- (6) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わなかった者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

12 契約保証金

落札者は、見積もった金額の100分の10以上の金額を、契約締結までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則第177条の第2項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

契約保証金の還付は、当該契約に係る義務履行があったときに行うものとする。

13 契約保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を提出者に無断で公表又は使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、本公告、仕様書等を熟知の上、その内容を遵守しなければならない。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 契約の手続きにおいて使用する通貨及び言語は、日本国通貨及び日本語とする。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則及び秋田県財務規則の定めるところによる。

15 問い合わせ先

- (1) 課 所 名 秋田県立博物館 総務チーム
- (2) 住 所 秋田県秋田市金足嶋崎字後山52
- (3) 電話番号 018-873-4121
- (4) F A X 018-873-4123